

国籍法

第1章

一般条項

第1条

本法は、本法に基づく条件を満たし、カンボジア王国の領域内又は国外に住む人に対して、クメールの国籍／市民権を決定することを目的とする。

第2条

クメールの国籍／市民権を有する人は、クメール国民である。

クメール国民は、相互の合意がない限り国籍をはく奪されず、国外追放されず、外国に引き渡されないものとする。

第3条

外国に住んでいるクメール国民は、すべての外交的手段によって国家により保護され、機械的に国籍を失わないものとする。

第2章

出生によるクメールの国籍／市民権

第4条

下記の人、その出生地にかかわらず、クメールの国籍／市民権を取得するものとする。

- クメールの国籍／市民権を有する親（母又は父）から生まれた嫡出子
- クメールの国籍を有する親（母又は父）から生まれ、その人によって認知された非嫡出子
- 母及び父（両親）によって認知されていないが、実際にクメールの国籍／市民権を有する親（母又は父）から生まれたと述べる判決が裁判所において下された子

下記の人、カンボジア王国において生まれたことによって、クメールの国籍／市民権を取得するものとする。

- カンボジア王国で生まれ、そこに適法に住んでいる外国人の母及び父（両親）から生まれた子
- 未知の母又は父（親1人）から生まれた子。カンボジア王国において発見された新生児も、カンボジア王国において生まれたとみなされるものとする。

第3章

婚姻によるクメールの国籍／市民権

第5条

クメール人の妻又は夫と結婚した外国の男性又は女性は、その男性又は女性が結婚証明の登録をしてから3年間同居していた場合にのみ、クメールの国籍／市民権を要求することができる。

クメールの国籍／市民権を要求する形式及び手続は、政令によって決定されるものとする。
要求された後のクメールの国籍／市民権の付与は、勅許によって決定されるものとする。

第6条

クメール国民は、外国人と婚姻したことが理由でそのクメールの国籍／市民権を失うことはないものとする。

第4章 帰化

第7条

外国人は、帰化によってクメールの国籍／市民権を申請することができる。

帰化は申請者の権利ではなく、カンボジア王国の好意である。いかなる場合でも、申請は自由裁量で拒絶されることもある。

第8条

帰化を申請できる外国人は、下記の条件を満たすものとする。

1. 自身が居住するコミューン又はサンカットの長によって発行される、行動が良好かつ高潔であることを証明する文書を有している。
2. 過去に刑事犯罪で有罪宣告を受けたことはないと記した犯罪歴の証明書を有している。
3. カンボジア王国内に居住地を有し、移民法の枠組みに基づき発行される在留カードの受領日から7年間継続的に住んできたことを証明する書類を有している。
4. 帰化の申請時にカンボジア王国に居住地を有している。
5. クメール語を話すことができ、クメール文字を理解でき、クメールの歴史についていくらかの知識を有しており、また、クメール社会と協調して生活でき、優れたクメールの慣習と伝統になじめるという明確な証拠がある。
6. 国に危険も負担ももたらさない精神的及び身体的な態度を取っている。

第9条

カンボジア王国で生まれた外国人に対しては、本法第8条第3項に記されている継続的居住に対する7年間は、3年間に短縮されるものとする。

第10条

カンボジア開発協議会（CDC）から投資認可書を受け取っており、当初資本 1,250,000,000 リエル以上を費やすことによって、実際のプロジェクト費用を具体的に実施した外国人に対しては、本法第8条第3項に記されている居住期間は免除されるものとする。

第11条

カンボジア開発協議会から投資認可書を受け取っていないが、王国政府から合法的に投資認可を受け取っており、当初資本 1,250,000,000 リエル以上を費やした外国人は、本法第8条第3項に記されている居住期間は免除されるものとする。

第12条

カンボジア王国の経済の復興及び再建の利益のために、現金で 1,000,000,000 リエル以上を国家予算に寄付した外国人は、本法第 8 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項に記されている条件を満たした場合には、クメール国籍を申請する権利を有することがある。

第 13 条

カンボジア王国の利益のために特別な実績又は成果をもたらしたとの証拠を示した人は、本法第 8 条第 3 項に記されている条件を満たす必要なく、クメール国籍を申請することができる。

第 14 条

クメールの国籍／市民権を申請する意図のある配偶者又は 18 歳未満の子どもを持つ外国人は、家族全体として帰化を申請することができる。

家族は、夫、妻及び 18 歳未満の子どもから構成される。

第 15 条

外国人は、クメール語の名前への変更を申請することができる。その場合、申請者は、帰化の申請において、書面でその名前を特定するものとする。

第 16 条

いかなる人に関する帰化も、勅許によって決定されるものとする。

帰化の申請に関する形式及び手続は、政令によって決定されるものとする。

第 17 条

クメール国籍を取得する許可を得た人は、最高裁判所において宣誓するものとする。

この宣誓の内容は、政令において定められる。

第 5 章 クメール国籍の喪失

第 18 条

クメール国籍を有し 18 歳以上である人は、他の国籍を得た場合に、強制されずに自身のクメール国籍の放棄を要請することができる。国籍放棄を要請する手続及び条件は、政令によって定められるものとする。

第 6 章 罰則

第 19 条

クメール国籍を有する人のみが、クメール国籍の身分証明書及びカンボジア王国のパスポートを受け取る権利を有することができる。

第 20 条

クメール国籍の身分証明書又はカンボジア王国のパスポートを保有又は使用した外国人は、5 年から 10 年の懲役に処されるものとする。

第 21 条

クメール国籍の身分証明書又はカンボジア王国のパスポートを偽造し，消去するために傷付け，書き直し，他の人に貸与し，虚偽の名前を書き，又はこれらの文書を使用した人は，5年から10年の懲役に処されるものとする。

第 22 条

クメールの国籍／市民権を有していない人と共謀し，隠すことを助け，又はクメール国籍の身分証明書又はパスポートを提供した役人，政府職員又は人は，本法第 20 条及び第 21 条に記されているクメール国籍の身分証明書又はパスポートを違法に保有している人の場合と同一の罰に処されるものとする。

第 7 章 最終条項

第 23 条

本法に反するいかなる規定も，ここに廃止されるものとする。